

新々・総合特別事業計画（抄）  
（第三次計画）

当資料では、2019年10月に認定を受けた新々・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2017年5月18日（認定）  
2017年7月26日（変更認定）  
2018年4月24日（変更認定）  
2019年4月23日（変更認定）  
2019年10月23日（変更認定）  
2020年4月24日（変更認定）  
原子力損害賠償・廃炉等支援機構  
東京電力ホールディングス株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新々・総合特別事業計画（第三次計画）の全体像	2
(1) 策定に当たって（背景）	2
(2) 東電のこれまでの取組と評価	3
(3) 新々・総特の枠組み、経営の基本方針	3
2. 事業戦略	10
I) 福島事業	10
(1) 賠償	10
(2) 復興	13
(3) 廃炉	15
II) 経済事業	26
(1) 燃料・火力事業（東京電力フェUEL&パワー）	26
(2) 送配電事業（東京電力パワーグリッド）	29
(3) 小売事業（東京電力エナジーパートナー）	33
(4) 原子力事業	36
(5) 再生可能エネルギー事業等	40
(6) コーポレート機能	42
3. 資産及び収支の状況に係る評価	46
(1) 収支の見通し	46
(2) 資産と収支の状況に係る評価	52
4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請	53
(1) 経営責任の明確化のための方策	53
(2) 金融機関及び株主への協力要請	53
5. 資金援助の内容	55
(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額	55
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	56
6. 機構の財務状況	57

## 1. 新々・総合特別事業計画<sup>1</sup>（第三次計画<sup>2</sup>）の全体像

### （1）策定に当たって（背景）

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原子力事故」という。）から6年、「新・総合特別事業計画」（以下、「新・総特」という。）の策定から3年が経過した。今回原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）は、東電<sup>3</sup>経営の根幹である総合特別事業計画を全面的に改訂し、「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（以下、「新々・総特」という。）を策定することとした。

福島原子力事故への対応こそが東電の原点であり、福島への責任を果たすために東電が存続を許されたということは今後も不変である。東電は、この使命を肝に銘じ、福島を始め被災者の方々が安心し、社会の理解を得られるよう万全を期すとともに、廃炉も含めた事故の責任を全うしなければならない。また、今後は特に、廃炉事業の完遂と、これまで国が実質的に立て替えてきた多額の賠償等の費用の償還原資を東電がどう捻出するかが焦点となる。東電は、今般策定する新々・総特に基づき、非連続の経営改革をやり遂げることで企業価値を向上し、これにより、国民負担の抑制と国民還元を実現しなければならない。

他方において、新・総特策定後、東電を巡る環境は大きく変わった。

第一に、福島原子力事故関連の必要資金規模の拡大である。新・総特においては、被災者賠償5.4兆円、廃炉2兆円、除染2.5兆円、中間貯蔵1.1兆円を合わせて総額11兆円の資金規模を想定した。また、これらの資金を捻出するため、経営合理化、ホールディングカンパニー制導入、包括的アライアンス等の施策を掲げ、これらは一定程度進捗してきた。しかし、国の「東京電力改革・1F問題委員会」（以下、「東電委」という。）においては、福島原子力事故に関連した必要資金規模は、被災者賠償8兆円、廃炉8兆円、除染・中間貯蔵6兆円の合計約22兆円へと倍増すると試算されている。もとより現在でも、これらの資金は東電のみが負担しているの

<sup>1</sup>新々・総特は、2019年10月等に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項に基づく変更認定を受けた。その後、2020年8月に損害賠償に万全を期すため、同法第41条第2項第2号（要賠償額の見直し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策）等に係る内容の変更について主務大臣への認定を申請。今回の申請では内容変更しない事項については、経営環境の変化等を踏まえて精査する必要があるため、当面は現行の記載内容に沿った取組を進めることとし、適切な時期に改めて所要の変更について検討するものとする。

<sup>2</sup>これまで認定された特別事業計画について、総合特別事業計画（2012年5月9日認定）を第一次計画（以下、「旧総特」という。）、新・総合特別事業計画（2014年1月15日認定）を第二次計画と整理し、今般策定する新々・総合特別事業計画は第三次計画とする。

<sup>3</sup>東電HD、東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東電FP」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東電R」という。）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」という。）の4社を総称して東電と表記する。

ではなく、一般負担金というかたちを通じて電気の需要家が負担し、また、国の予算措置というかたちで税金により賄われていることを銘記する必要がある。しかしながら、その必要資金規模の主たる部分を東電が確保しなければならないこともまた明白であり、東電委においてもその額は約16兆円と試算されている。

第二に、国内電力市場を巡る事業環境も大きく変貌した。電力自由化により首都圏では特に競争が激化し、既に約11%のお客さまが東電FPから新電力へ契約を切り替えている。特に、昨年度から自由化された低圧分野での切り替えのペースは、自由化先進国と比較しても決して遅くない。また、電力需要は構造的に減少が見込まれると同時に、高経年化設備への対応やデジタイゼーションの進展、再生可能エネルギーの拡大等が同時進行しており、事業経営としては、電気事業収益が減少見込みである一方、投資・費用が増大していく見込みである。一方で、世界的な視野で電力産業をみれば、アジア等海外では電力需要の増加が見込まれるとともに、温暖化対策への機運も高まっている。

### （2）東電のこれまでの取組と評価

<略>

## 2. 事業戦略

### I) 福島事業

#### （1）賠償

##### ① 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための基本的考え方

<略>

##### ② 原子力損害の状況と要賠償額の見直し

東電は、中間指針に示された損害項目に対応して賠償に取り組んでおり、2019年10月に変更認定を受けた新々・総特において、要賠償額の見直しを11兆3,534億1,700万円に見直した。しかしながら、出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえて見直した結果、要賠償額の見直しは11兆8,822億400万円となった。

なお、実際の賠償支払の実績を踏まえて賠償額を算定することが必要な項目等について、時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも、賠償の支払に支障が生じることのないよう、所要の資金援助を求

<sup>4</sup> 販売電力量ベース。